

令和6年度大田区ヤングケアラー・コーディネーター(会計年度任用職員)募集案内

令和7年1月10日
大田区子育て支援課

1 採用職名・採用予定数

職名	ヤングケアラー・コーディネーター
採用予定数	2名

2 受験資格

次の各号のいずれかにかかげる要件を備えている者であること。

- (1) 児童福祉法に定める児童福祉司任用資格を有する者で、児童虐待対策ワーカーとして相談援助業務の実務経験を有する者
- (2) 介護支援・生活支援業務に3年以上従事した者
- (3) 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保健師、看護師、介護支援専門員、介護福祉士等ヤングケアラーの支援を行う上で効果的な資格を有する者

ただし、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

3 労働条件等

(1) 職の位置づけ

地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。

(2) 業務内容

ヤングケアラーに係る以下の業務となります。

- ・ヤングケアラー及びその家族からの相談対応に関すること。
- ・関係機関等への助言、関係機関等からの相談対応に関すること。
- ・関係機関等におけるヤングケアラー支援体制の構築に関すること。
- ・関係機関等との連携強化(訪問等による連絡及び調整)に関すること。
- ・関係機関等向けの研修の企画及び実施に関すること。
- ・周知啓発に関すること。
- ・支援に関する企画及び立案に関すること。
- ・庁内検討会に関すること。
- ・その他、上記に付帯する業務に関すること。

(3) 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

※当職に在職する者を対象とした次の年度(任用期間)の職の採用選考に、4回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。

(4) 勤務場所・勤務時間・休務日等

勤務場所	大田区役所 子育て支援課(出張あり)
勤務日数	週3日(月曜日から金曜日のうち、指定された日)
勤務時間	8時30分から17時15分(実働7時間45分、休憩60分)
休務日	土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)、勤務割振以外の日

※原則として上記の勤務時間を超えて勤務することはありませんが、公務のため臨時又は緊急の必要があるときは、超過勤務をお願いすることもあります。行事等で休務日に勤務が割り振られることもあります。

(5) 報酬等

報酬額	月額235,669円(交通費支給有 期末・勤勉手当有 超過勤務手当有)
社会保険	完備(健康保険・厚生年金保険・公務災害補償制度・雇用保険)
休暇	年次有給休暇のほか、夏季休暇、慶弔休暇等の休暇があります。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年規則第41号)及び職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年規則第38号)によります。

(6) 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置

敷地内は禁煙です。

4 申込方法

以下の提出書類を下記申込先まで郵送または持参してください。

採用選考申込書及び作文用紙は区ホームページからダウンロードしてください。

提出書類	①令和6年度 大田区ヤングケアラー・コーディネーター採用選考申込書(写真貼付) ※作文用紙がついていますので、申込書と一緒にご提出ください。 ②資格を証明する書類の写し
募集期間	令和7年1月10日(金) から 令和7年1月28日(火) 必着
申込先	〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14 大田区役所 3階 こども家庭部子育て支援課子育て支援事業調整担当

※ご持参の場合は区役所本庁舎の開庁時間帯の平日 8時30分から17時00分の間となります。

5 選考方法等

採用選考は、書類審査(作文)と面接選考(個別)を行い、採用予定者を決定します。

書類審査の結果については、郵送にて通知いたします。

書類審査を通過した方にのみ、選考申込書に記載された電話番号及びメールアドレスに面接選考のご連絡をします。

筆記(作文)	【課題】 大田区ヤングケアラー・コーディネーターとして何をしたいか。 また、その際、あなたが有する知識・経験・資格等をどのように活かせるか。 ※所定の様式にて 800 字以内(自筆)
面接	【面接日】 令和7年2月5日(水) 午後(予定) 一人 20 分程度 【場所】 大田区役所本庁舎 ※面接日時等は、書類審査を通過した方にのみ、選考申込書に記載された電話番号及びメールアドレスにご連絡をします。

6 作文・面接の評定要素及び主な着眼点

(1) 作文

採点要素	主な着眼点
問題意識	職務にあたる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。

(2) 面接

採点要素	主な着眼点
知識・技能	職務上必要な専門知識・技能の保有度はどうか。
積極性	意欲を持って職務にあたることができるかどうか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務にあたることができるかどうか。

7 受験者への選考結果通知方法

受験していただいた方には可否にかかわらず令和7年2月下旬頃までに郵送にて通知いたします。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

9 その他

- (1) 記載されている報酬額等については、令和7年度の予算編成に関する議決を経て確定すること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により変化が生じる可能性があることにご留意ください。
- (2) 採用はすべて条件付きのものとし、採用後1か月間(採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで)を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。
- (3) 地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。
- (4) 営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。(大田区会計年度任用職員の兼業は不可)